

法令改正カレンダー

2024年1月1日

- ・意匠法改正
新規性喪失の例外規定の要件が緩和されました。

2024年3月1日

- ・民事訴訟法改正
ウェブ会議による口頭弁論の実施が可能になりました。

2024年4月1日

- ・個人情報保護法施行規則・ガイドライン改正
個人情報漏えい等の対象事例が追加されました。
- ・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準改正
自動車運転者の労働時間上限等の変更等がなされました。
- ・障害者総合支援法等改正
障害者等の地域生活や就労支援の強化等がなされました。
- ・障害者差別解消法改正
事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。
- ・金融商品取引法等改正
四半期報告書の廃止等がなされました。
- ・労働基準法施行規則・告示改正
裁量労働制の導入・継続に必要な手続きの追加等がなされました。
- ・労働基準法施行規則改正
労働条件明示のルールが追加されました。
- ・労働安全衛生規則改正
化学物質管理者の選任の義務化等がなされました。
- ・商標法改正
登録可能な商標の拡充や登録手続の要件の緩和等がなされました。

- ・不正競争防止法改正
ブランド・デザインの保護強化等がなされました。

2024年5月1日

- ・経済安全保障推進法
特許出願の非公開に関する制度が開始されました。

2024年10月1日

- ・健康保険法・厚生年金保険法等改正
短時間労働者が社会保険の適用対象となる要件が改正されます。
- ・不当景品類及び不当表示防止法改正
事業者への取組促進、違反行為に対する抑止力強化等が図られます。

2024年11月1日

- ・特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス保護新法）
フリーランスの安定した労働環境整備を目的とした法律が施行されます（本レターにて詳細を解説）。

施行日未定

- ・民事訴訟法改正
民事訴訟のIT化が進められます。
- ・重要経済安保情報保護法
新たなセキュリティ・クリアランス制度が実施されます。
- ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律等改正
「物資の流通の効率化に関する法律」に題名変更し、物流効率化と特定事業者への規制強化等が図られます。
- ・プロバイダ責任制限法改正
大規模プラットフォーム事業者に対する規制が設けられます。

所属弁護士 崎根 大希




広島駅前法律事務所

〒732-0052
広島県広島市東区光町1丁目12番16号 広島ビル6階
TEL:082-258-5101/FAX:082-258-5102
<https://www.hiroshima-ekimae-law.jp>

ごあいさつ

広島駅前法律事務所レターの第10号を発行させていただきました。

前回の事務所レター発刊からの大きな変化として、私が、弁護士としてかつ経営者として学びを深めるために、4月6日より「県立広島大学大学院経営管理研究科（通称：HBMS）」に通うこととなりました。弁護士業務をやりつつ、学生生活を送るという二足のわらじを履きながらの生活になりますが、大学院で得た学びを皆様に必ず還元したいと思いますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜れば幸いです。



また、弊事務所にも新たなスタッフとして清水さんが加わってくれました。清水さんは、この春に大学を卒業されたばかりの新社会人であり、弊事務所ですべての弁護士以外の新卒採用となります。期待と希望溢れる清水さんのご紹介は「事務局コラム」に記載しておりますので、是非ご覧ください。

清水さんを含めて改めて事務所全員で全体写真を撮りましたので、現在の弁護士・スタッフの様子をご覧いただければ嬉しく思います。

さて、本号では、有本弁護士が昨年5月に公布され、本年11月1日に施行される「フリーランス新法」についてコラム記事を掲載しております。各社の取引に与えるインパクトの大きい重要な新法令なので是非ご一読いただきたいと存じます。

また、崎根弁護士が、本年改正される重要法令について「法令改正カレンダー」記事を掲載しております。皆様の業務に関わる点もあると思いますので、本レターがお役に立てば幸いです。

代表弁護士 下西 祥平



フリーランス新法について



所属弁護士
有本 慎

立法趣旨

昨今、インターネット環境の発展とともに働き方の多様化が進み、会社に属して会社の指揮監督下で働くという、従来型の働き方だけでなく、会社に属さず個人で仕事を請け負う、「フリーランス」と呼ばれる働き方が増加しています。

フリーランスは、会社の指揮監督下でない自由さが大きなメリットの一つですが、一方で、フリーランスという個人が相手方の会社という組織と直接契約することとなるので、交渉力や情報の格差が存在し、フリーランスにとって不利な契約を結ばされやすいといったデメリットがあります。

実際に内閣官房の調査（2020年、2021年）では、全体（約500万人）のうち39.2%のフリーランスが、依頼者から納得できない行為（募集時の条件と契約時の条件が違ふ、成果物の受領を拒否される、一方的に発注が取り消される等）を受けた経験があり、44.4%のフリーランスが、依頼者から契約内容が十分に示されなかった経験があるとのことでした。

これらフリーランスに関する問題は、会社対会社の契約、あるいは会社の指揮監督下での労働契約を前提とした旧来の法律では十分カバーできない範囲でしたので、この度、新たな法律を制定して、フリーランスが安心して働くことができるよう、フリーランスの権利を守ることにしたのです。

フリーランス新法が制定された背景

- 民法**
 - 事後的で、フリーランスの保護という観点からは不十分
- 独占禁止法**
 - 優越的地位の濫用(独禁法2条9項5号、19条)に当たれば排除措置命令や課徴金納付命令が可能だが、個別判断が必要
- 下請法**
 - 資本金制限があり、対象となる取引類型が4つ(製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託)に限られるので、保護が限定的
- 自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン**
- フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン**
 - ガイドラインでしかないため、実効性に欠ける
- 労働法**
 - 発注者の指揮命令を受けている場合(「雇用」に該当する場合)でなければ適用されない

具体的内容

一言で表現すると、フリーランス新法は、取引を適正化し、フリーランスの就労環境を整えるため、フリーランスとの契約に際して、**発注元の会社が守るべき各種規定（義務規定、遵守事項、環境整備）**を定めたものです。

フリーランス新法の概説

- フリーランスと発注元との間の業務委託取引について、**発注元が守るべき義務規定、遵守事項、就業環境の整備規定**を定めた法律



フリーランスとは

本法で対象とされているフリーランスとは、「業務委託の相手方である事業者であって、①従業員を使用しない個人か、②代表者1人以外役員がおらず従業員を使用しない法人」をいいます。つまり、**B to B取引で業務委託を受けている個人か、個人が1人で法人成りした法人（従業員なし）**のことをフリーランスと呼んでいます。

本法は、「個人」対「組織」の格差による不公正な取引を是正するためのものですので、「**従業員を1人でも雇用している個人**」あるいは「**法人**」は、**本法の対象外**となるのです。なお、ここでいう従業員には、短期的に雇用される者は含まれず、雇用保険対象者の範囲と同様に、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が従業員となります（もっとも、事業に同居親族のみを使用している場合には「従業員を使用」に該当しません）。

発注元とは

発注元は、ある意味でフリーランスの逆で、「**業務委託事業者であって、①従業員を使用する個人か、②2人以上の役員がいる、あるいは従業員を使用する法人**」が対象となります。

従業員の考え方はフリーランスにおける考え方と同じです。

義務規定

この紙面で本法の各条文の詳細について語るのには避けませんが、義務規定としては、**発注内容記載書面の交付義務、報酬の支払期日の設定義務（原則60日以内）**といった規定が設けられました。

これらの規定により、フリーランスの仕事内容や報酬、報酬の支払期日等につき書面で明確化することが義務付けられ、発注元がフリーランスを不当に取り扱うことを一定程度防げるようになりました。

遵守事項

遵守事項としては、**受領拒否の禁止、報酬減額の禁止、返品・買い叩きの禁止等**の規定が設けられました。

これらの規定は、ある特定の会社との取引関係が長く、その会社に強く経済的に依存してしまっているフリーランスが、その会社との関係で立場が弱くなってしまい、不当な取り扱いを受けるようになることを防止する規定です。

整備義務

就労環境の整備義務としては、**育児や介護と業務の両立に対する（申出に応じた）配慮義務**や、**ハラスメント防止義務、中途解除の事前予告義務**等の規定が設けられました。

これは、会社組織内の使用者と労働者の関係では既にあるような規定ですが、フリーランスとの関係でも人権に配慮する義務は必要であろうということで設けられたものです。

処罰規定

これらの会社に対して課せられた義務について、会社が違反した場合、フリーランスは公正取引委員会等に設置された窓口で申告することができます。申告を受けた行政機関は、会社に対し、**①立入検査、②指導、③勧告、④勧告に従わない場合の命令・公表、⑤命令違反には50万円以下の罰金**を課すことができます。

なお、2024年5月31日に公正取引委員会が示した執行ガイドラインによると、本法は独占禁止法と下請法のいずれにも優先して適用され、本法の処罰規定が適用された場合に重ねて独占禁止法や下請法の処罰がされることはありません。

注意点

フリーランス新法は、**2024年の11月1日に施行**されます。

会社側の立場として注意しなければならないことは、本法は、一人でも従業員を使用している個人ないし法人が規制対象となっていることです。本法の目的は、個人と組織の情報格差を埋めることですので、**会社側がどれだけ小さくても組織でありさえすれば、本法の規定を守らなければなりません**。誰も雇わず一人で会社運営している会社以外は、**ほとんど全ての会社が規制対象**になると思われます。

つまり、どのような会社でも、個人に業務を外注する際には守らなければならない法律であり、違反行為には公表や罰金を含む罰則規定がありますので、フリーランスと契約する際には十分注意が必要です。

もしも契約時に本法に関して不安があれば、是非一度ご相談ください。

事務局 Column

初めまして、今年度入所しました清水と申します。

趣味は、友人と旅行に行くことです。決まった日にちの中でどれだけその土地の観光名所を回るができるのか、どれだけ美味しいものを食べつくす事ができるのかに毎回挑戦しています。ご参考までに、大学の卒業旅行では、2泊3日で総歩行距離約42キロという記録を残しました。今月は奈良に旅行に行くのでこの記録を更新しようと二人で意気込んでいます。

そんな私ですが日々ご指導ご鞭撻いただきながら、早く一人前の社会人になることができるよう頑張りますので皆様よろしくお願いたします。

早速ですが、4月2、3日に行われた商工会議所主催の新入社員研修に参加してきました。名刺交換、電話応対など初めて知るマナーばかりで正直心が折れそうになりました。しかし、研修中にできた友人らと励ましあいながら練習を重ね、なんとか形にすることができました。

講習の中で講師の方が「知っていることとできることは違う」と何度も仰っていた言葉を身に染みて感じる今日この頃です。

